

後漢中期官文書簡の基礎的研究

—— 長沙五一廣場東漢簡牘を中心に ——

章 瀟 逸

一 問題の所在

長沙五一廣場東漢簡牘（以下、「五一簡」とする）とは、2010年に湖南省長沙市で発見された後漢時代の簡牘史料群である⁽¹⁾。公文書がその大部分を占めており、簡文の内容と發受信の記録などから見れば、受信者は主に長沙郡の郡治・臨湘縣であり、廢棄された縣の文書と推測される⁽²⁾。

現在のところ、五一簡で確認できる紀年は章帝・章和4年（90年、實際は和帝・永元2年）から安帝・永初6年（112年）までであり、この史料群は後漢中期のものとなる。現存する漢代文書簡のうち、居延簡を代表とする西北漢簡は前漢中期から後漢中期までのものがあり、同じく長沙市の五一廣場周縁で出土した東牌樓東漢簡牘⁽³⁾や尙徳街東漢簡牘⁽⁴⁾の時代は後漢末期である。つまり、それらの間隙にあたる後漢中期の文書簡として、五一簡は漢代の文書行政を時系列的に觀測する上で價値の高い材料といえよう⁽⁵⁾。

また、長沙市五一廣場の周縁からは、さらに走馬樓西漢簡牘（武帝期、整理作業中）⁽⁶⁾、およびかの有名な走馬樓吳簡（三國期）⁽⁷⁾が出土している。つまり今のところ、長沙王國・長沙郡、そして臨湘縣・臨湘侯國に關しては、紀元前120年代から紀元後230年代まで、約350年間という長いスパンにわたる出土文書史料が我々の目の前にあるということになる。この複数の史料群をいかに驅使し、中國古代史上における當地の地域像、あるいは漢・三國吳における文書行政と地域統治の時代像を探るかということが、學界にとって大きな課題になることが想定できよう。

その豫備作業として、まずは古文書學の方法で文書簡の基礎研究を行う必要がある。五一簡について言えば、有字簡の約半數を占めるのは、漢の一尺（約23cm）の木簡に繩で連綴するための空間を豫め殘し、上中下の三段に分けて文字が縦に兩行で書かれている「兩行簡」である。簡文の記載から、それらの多くは臨湘縣の屬吏が各種の刑事事件もしくは民間人同士の債務紛争について調査を行い、その結果をまとめた報告書であったと思われる。元々は複数の簡冊を成していたはずであるが、散亂してしまっているため、文章をできるだけ元の順序に戻すための復元研究が必要である。ただし、復元研究の進展は引き続き史料群の整理作業と公開を待たなければならず、現在復元されている簡冊はわずかである⁽⁸⁾。

一方、共通した書式に著目する集成研究の手法も、文書史料群を有効利用する可能性を拓くことができる。この手法を用い、秦漢時代の官文書簡牘の基礎的な問題について、集大成的な研究を行ったのは鷹取祐司氏である。氏は居延など西北漢簡を中心に、緻密な集成作業を行った上で、官文書の種別・書式と用語の意味、そして傳送と下達形態などの問題について丁寧に考證した⁽⁹⁾。五一簡の基本的な理解と研究を深める上でも、その成果は非常に示唆的である⁽¹⁰⁾。五一簡の先行研究では、飯田祥子氏は鷹取氏の指摘を参照しつつ、五一簡に見られる郡太守府發信の文書に注目し、書式別に計9點の下行文書を集成し、それらに日本語譯注を施している⁽¹¹⁾。さらに飯田氏は、五一簡の上行文書のうち、完全に復元された文書、および一枚簡で完結する文書計19點を集め、書式・文言と形態的特徴について整理した⁽¹²⁾。

さて、本稿は鷹取・飯田兩氏の先行研究を踏まえつつ、五一簡に見られる往來行政文書⁽¹³⁾について、網羅的な集成作業を通して、特殊に用いられる書式と用語の意義を明らかにしたい。そして、後漢時代の公文書としての、この文書群の特徴を論ずることを試みたい。

二 後漢行政文書簡の集成と書式

先述の通り、五一簡には編連された簡冊だったものが、散亂して一枚一枚に分かれた兩行簡が多くみられる。しかしながら、一枚の幅が広い木版に文書が書寫され、本文部分がほぼ完全に残っている木牘も確認できる⁽¹⁴⁾。

- 1 永元十五年閏月丙寅朔八日癸酉武陵大守伏波營軍守司馬郢叩頭死罪敢言之前言船師王皮當償彭孝夫文錢皮船載官米財遣孝家從皮受錢郢叩頭叩頭死罪死罪皮船載米四千五百斛已重孝不成⁽¹⁵⁾ 今月六日遣屯長王于將皮詣縣與孝誼詆⁽¹⁶⁾ 未到亭長姓薛不知名奪收捕皮毆亭家軍糧重事皮受僦米六百卅斛當保米致屯營今收毆皮空船無攝護者亭重船稽留有日不得發恐宿夜災異無誰詭責郢客吏被蒙府厚恩發遣正營流汗唯
長沙府財吏馬嚴臨湘晨夜遣當代皮攝船者詣郢須進道皮訟決手械部吏傳詣武陵臨沅保入官米⁽¹⁷⁾ 郢誠惶誠恐叩頭叩頭死罪死罪敢言之
閏月十日乙亥長沙大守行文書事大守丞虞謂臨湘寫移縣知皮受僦當保載而盛春⁽¹⁸⁾ 拘留皮又不遣孝家受取直更相推移何書到亟處言會急疾如律令 ●掾廣卒史昆書佐喜⁽¹⁹⁾
今白誰收皮者召之閏月十一日開 (木牘 2010CWJ1 ③: 325-1-140 / 『簡報』例五)

「王皮事件木牘」とも呼ばれる簡1は、まさに正文部分が完全に残っている事例である。それだけではなく、引用・書寫・轉送される過程で、複数の文書を内包したやや複雑な構造になっていることが確認できる。往來文書の書式を考察する上で、これがまさに絶好のサンプルといえる。

圖版を確認しながら見ていくと、木牘は平らかな木板ではなく、上下の両端がかなり短いながらも凸起しており、中央の凹面に文章が書寫されている。この特徴的な形態を持つ木牘は「合檄」

とも呼ばれ、本文の書かれた面は、封検によって封緘を施されていたはずである⁽²⁰⁾。文章はまず右から、同一の筆跡によって丁寧に、縦に小さな文字で九行に分けて書寫されており、これが文書の本文と思われる。そして残された餘白には、大きめのやや崩れた文字で、別筆によりもう一行が記入されている。先行研究でも指摘されているように⁽²¹⁾、牘文は、

- ①武陵太守伏波營の守司馬である郢による、長沙太守府宛ての上行文書（1～7行）
- ②長沙太守府による、臨湘縣を譴責する文句、縣に對する事務處理の命令と期限を指示する下行文書（8・9行。●の後ろには太守府側の責任者名が記入されている）
- ③受信した臨湘縣で記入された、縣の屬吏への指示と開封の日付（10行。大きめの崩れた文字）

の三部分によって構成されており、うち①と②が、この文書の本文部分である。①は郢が長沙太守府に宛てた文書が、長沙太守府の吏によって書寫されたものであり、「敢言之」「叩頭死罪」など上行文書特有の文言が見られる。一方、②は長沙太守府が臨湘縣に文書を書寫・轉送する際に作成した下行文書である。

簡1の各部分を手掛かりとして、五一簡に見られる同様または類似な書式を持つ簡について、集成作業を行った。以下、上行文書・下行文書・平行文書の順に整理しておく。

(1)上行文書

1. 縣屬吏發信上行文書冒頭簡の書式

五一簡に見える上行文書のうち、縣の屬吏によって縣廷宛てに發信された簡冊形式のものについては、すでに飯田祥子氏によって、完全に復元された4件を対象に整理が行われている⁽²²⁾。氏の指摘を踏まえながら、まずは冊書の冒頭に位置する簡を見ていこう。五一簡にかなり多く確認できるのは、下の簡2と同様な書式を用いた簡で⁽²³⁾、

- 2 永初二年五月丙寅朔十八日癸 未直符右倉曹史豫叩 頭死罪敢言之
 廷書曰女子雷旦自言夫 良前爲廣亭長他坐數 獄書佐張董從良少夏防 (正面)
 兼右倉曹史謝豫名印 史 白開
 五月 日 郵人以來 (背面)
- (木兩行 2010CWJ1 ③ : 174 / 『壹』三四一)

いずれも両面に文字が書かれている木兩行簡である。その正面は本文の書き出しの部分であるが、冒頭は簡1「王皮木牘」の一行目と同じく、「文書作成時間（元號+年+月+朔日干支+日+日の干支）+作成者+叩頭死罪敢言之」といった、典型的な下行文書の書式に作っている。背面は發受信・開封記録であり、飯田氏が指摘するように、二本の編繩のために残された空間によって上・

中・下部と三等分されており、文字は上部・中部に書かれている。上部は兩行書きで、一行目は發信者が使用した印を記し⁽²⁴⁾、二行目には「某月（空白）日 郵人以來」とある。中部は兩行簡の中央に合わせるように「史 白開」と書かれている。日付と「史」以下にそれぞれ一文字分の空白があり、これは受信した側によって記入してもらうはずであったが、いずれも空欄のままになっている。その理由について、飯田祥子氏は下の簡3の例のように、

3 東部勸農賊捕掾鄩

言詔書謹到書 正月廿二日開 (木兩行 2010CWJ1 ③ : 201-20 / 『貳』 四一一)

冊書の一部を構成する標題簡に受信の記録が書かれるようになったため、受信・開封記録欄を空欄として残すことが定式化されたと推測する⁽²⁵⁾。このように、標題簡も兩行簡を使用したもので、「文書發信者+文書内容のまとめ+書」という書式が用いられているが、別筆によって受信もしくは開封の時間が記録されている事例が多数みられる⁽²⁶⁾。冊書に編連され共に發信された點は、飯田氏の説く通りであろう。

ところで、正面の本文部分には、注目すべき點がある。簡2の一行目は末尾に空白がまだ残っているにもかかわらず、「廷」が二行目の冒頭に来るように、「敢言之」で改行しているのである。同様の事例は、五一簡に他にも多数見られる。

4 永初三年八月戊午朔十六日癸酉 待事掾副叩頭死罪敢言
廷移府書曰男子袁立自言 廩亭長王固捕得賊殺人 (正面)
(木兩行 2010CWJ1 ① : 92 / 『壹』 八八・『選釋』 六)

5 永初元年正月癸酉朔廿日壬辰東 部勸農賊捕掾遷游徼尚駟 聖亭長范叩頭死罪敢言之
廷書曰言男子吳輔鬪傷 弟妻廩亡逐捕有書 輔以微辨賊傷廩所犯無
(正面) (木兩行 2010CWJ1 ② : 124 / 『壹』 二三〇)

6 永初二年閏月乙未朔四日戊戌 東部郵亭掾茂叩頭 死罪敢言之
廷移府記曰男子石官自 言同丘男子區伯伯 子男儀以今年四月中共 (正面)
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 199-4 / 『壹』 三八一)

7 永元十六年十月丁亥朔廿日 戊午南部游徼栩州州例游徼京 緄溪例亭長福叩頭死罪敢言之
廷前以府唐掾書陰微 起居逐捕殺獨櫟例亭長 盜發冢者男子區義 (正面)
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 202-1 / 『貳』 四二六)

8 永元十四年六月庚午朔廿四日癸巳 長賴鄉畜夫競助佐封 昌叩頭死罪敢言之

- 廷移府書曰男子由商自 言蠻夷越蕞長由意 意弟舒殺商季父□亡會 (正面)
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 261-17+263-136 / 『貳』 五三七 + 七八六)
- 9 永初三年八月戊午朔八日甲子 東部賊捕掾陽游徽范杆亭 長郁叩頭死罪敢言之
廷書效功亭長龔均捕 得傷李滕者吳統書 到亟考實辨狀正處 (正面)
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 265-129 / 『肆』 一三八三)
- 10 永元十五年十月壬辰朔廿二日癸丑北 部賊捕掾休游徽相長頼亭長 勤叩頭死罪敢言之
廷移府羅書曰蠻夷男子周 賢當爲殺益陽亭長許宮者 文齋齋子男洞倉等要證
(正面) (木兩行 2010CWJ1 ③ : 266-3 / 『肆』 一六七一)
- 11 永元十五年正月丁酉朔十九日乙卯兼左 部勸農賊捕掾馮游徽蒼御門 亭長元叩頭死罪敢言之
廷書曰言考男子羅梓以矛 刺陳綏凡創九所綏以梓辜物 故梓持矛亡之南鄉前竹中棄
(正面) (木兩行 2010CWJ1 ③ : 266-51 / 『伍』 一七一九)
- 12 永初元年八月庚子朔廿一日庚申 廣成鄉有秩吞佐种助佐賜 叩頭死罪敢言之
廷移府記曰男子王石自言 女子溇貞以永元十四年 中從石母列貸錢二萬未
(正面) (木兩行 2010CWJ1 ③ : 325-1-45 / 『選釋』 一〇六)
- 13 延平元年二月己酉朔廿七日乙亥左 部勸農賊捕掾浩游徽興 庾勻亭長栩叩頭死罪敢言之
廷書男子樊柱自言與 姊醜爭財物醜母物故 父孟御所有婢財產柱(正面)
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 325-1-54 / 『選釋』 一〇七)
- 14 永元十六年六月戊子朔七日 甲午南鄉有秩踊助佐普 叩頭死罪敢言之
廷書曰安成男子區意 自言故小武陵鄉佐 孫倉以永元十四年 (正面)
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 325-1-105 / 『選釋』 五〇)
- 15 永元十六年十月丁亥十四日庚 子庾亭長綱叩頭死罪敢 言之
廷書曰男子張仲證□劉 □忍有舅父王敬宅敬姊子 丁伯辭敬仲亡不詣逕所敬
(正面) (木兩行 2010CWJ1 ③ : 325-4-54 / 『選釋』 六八)

紙幅の都合で背面を割愛したが、簡4~15はいずれも「廷」が正面二行目の冒頭に位置している。簡2と同じように一行目の末尾に空白を残す簡もあれば、簡5・7・11・13のように、一行目がかなり字間を詰めて書かれている簡もある。敬意を示すために、受信相手などの敬稱、もしくは特定の用語を、一行の冒頭に位置させる書式は「平出」と呼ばれる。後に議論するように、五一簡

における平出書式の使用はほかにも確認できる。この數簡の場合、縣の屬吏から縣廷への上行文書において、受信機關名である「廷」が平出の對象となっている。

- 16 廷移府書日言考實 男子由夷殺妻廋 (?) 捕得 物故姦詐盡今失期 (正面)
兼北部賊捕掾江鄴名印 史 白 關 (背面)
 (木兩行 2010CWJ1 ① : 116-1 / 『壹』 一二九)

- 17 廷移府記日女子隗好 自言同 (正面)
守史陳勝名印 史 白 (背面)
 (木兩行 2010CWJ1 ③ : 163 / 『壹』 三二九)

この二簡はいずれも中央から縦に割れた兩行簡で、正面の一行目・背面の二行目が書かれた部分がなくなっているが、簡 2 と同様の書式を用いていることには違いなく、「廷」が正面の二行目に來るように書かれている。

- 18 永初二年七月乙丑朔廿七日辛 卯北部賊捕掾向游徽汎叩 頭死罪敢言之廷下
詔書日告隸校尉部刺史 甲戌詔書罪非殊死 且勿案驗立秋如故 (正面)
(木兩行 2010CWJ1 ① : 115 / 『壹』 一二八)

- 19 永初四年正月丙戌朔十八日癸卯 東部勸農賊捕掾鄴游徽 藁叩頭死罪敢言之廷下
詔書日比年陰陽隔并水旱 饑饉民或流冗蠻夷 猾夏仍以發興姦吏 (正面)
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 201-21 / 『貳』 四一二)

- 20 永初二年七月乙丑朔十九日癸 未桑鄉守有秩牧佐躬助 佐鮪种敢言之廷下
詔書日甲戌詔書罪非殊 死且勿案驗立秋如故 去年雨水過多穀傷民 (正面)
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 201-23 / 『貳』 四一四)

- 21 永初四年七月癸未日丙戌 臨瀉鄉嗇夫范助佐朗崇敢 言之廷下
詔書日大司農 言東園掾 翔護漕掾洛守大倉令給 事謁者郎中興領稟官令 (正面)
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 315 / 『選釋』 二八)

ただし、縣廷から詔書が下達された場合、平出の對象は必ず「詔書」となる。

簡 1「王皮木牘」を参照すれば、上行文書はまず所定の書式で書き出し、續いて文書送信の事

由について説明しなければならないことがわかる。

- 22 永初三年四月庚申朔四日癸亥兼 左部賊捕掾副游徼虎庾 亭長盖叩頭死罪敢言之前
言人事書_男子郭初寄在 張少舍匿不出疑姦人 輒收數考實姦情正 (正面)
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 265-167 / 『肆』 一四二一)

簡 22 は簡 1 と同じく「前言…」で、前に送信した文書にて報告もしくは言及したことについて改めてまとめている。また、「廷書曰」「廷移府(某縣/府某掾)書曰」「廷下詔書曰」とあるように、簡 2・4~21 はいずれも縣廷からの下達もしくは移送文書を受けた、縣の屬吏による返答の連絡文書であるが、まずは受信した文書の内容をまとめている。これには再確認の意味も含まれているだろう。簡 3・18~21 をみると、詔書を受けた場合はその到着を報告する必要があり、確認のために詔書の内容を繰り返していることもわかる。

一方、

- 23 永元十五年十一月壬戌朔十八日 己卯左部賊捕掾宮游徼 饒庾亭長扶叩頭死罪
敢言之謹移男子袁常失火 所燔燒民家及官屋名 直錢數如牒前以處常 (正面)
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 265-32+264-150 / 『叁』 一二八六 + 九九六)

- 24 象人爰書一櫝敢 言之 (正面)
兼行丞事區弘名印 (背面)
 (木兩行 2010CWJ1 ③ : 264-252 / 『叁』 一〇九八)

- 25 延平元年九月乙亥朔卅 日甲辰兼行丞事弘兼 獄史良叩頭死罪謹移
象人爰書一櫝敢 言之 (正面)
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 266-186+284-213+264-252 / 『伍』 一八五四 + 三〇八五 + 一〇九八)

簡 23~25 の送信理由は特定の文書の提出であり、送り状の性格を有する。簡 23 は火事被害の調査文書である。また、簡 24・25 に見える「象人」とは死傷者の負傷箇所と傷口の規模を示した人形であり、五一簡の中にその實物も発見されている⁽²⁷⁾。「象人爰書」は、つまり象人の形式を使用した、死傷状況についての公的証明書(爰書)である⁽²⁸⁾。

- 26 永初七年八月乙丑朔十二日丙子 南郷有秩選佐均助佐褒敢言 之逢門里女子路英詣
 ……別 爲戶謹爰書聽受如櫝選 叩頭死罪敢言之
(木兩行 2010CWJ1 ① : 25-3 / 『壹』 三六)

- 27 延平元年十月乙巳朔八日 壬子兼獄史封行丞事 永叩頭死罪敢言之
謹移案診男子劉郎大奴 官爲亭長董种所格殺 爰書象人一讀
(木兩行 2010CWJ1 ① : 110 / 『壹』 一二三)

- 28 永初二年三月丁卯朔…… □巳□鄉□□□□□□□□ 惶恐叩頭死罪敢言之
廷□□連道言…… (木兩行 2010CWJ1 ② : 58-20 / 『壹』 二〇一)

以上の三簡は、簡 2・4～25 の正面と同じ書式を用いているが、背面には文字が確認できない。その理由や二種類の簡の使い分けについては、今のところ不明である。

2. 縣長吏發信上行文書冒頭簡の書式

以上の簡 2・4～25 はいずれも縣の屬吏が縣廷宛てに發信した上行文書であるが、五一簡にはさらに、

- 29 六月十七日辛亥臨湘令 守丞宮叩頭死罪敢言 之中部督郵
掾費掾治所謹寫言宮惶 恐叩頭叩頭死罪死罪敢 言之兼掾陳暉兼令史陳昭王賢 (正面)
臨 湘 丞 印 待吏 白開 (背面)
六月 日 郵人以來 (背面)
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 263-32 / 『貳』 六八二)

極めて類似した書式を持つ、臨湘縣丞から中部督郵の治所に宛てて送信された上達文書が一點確認できる。背面の「待吏」は縣廷における「史」と似て、督郵の治所で文書を處理したのであろう。正面二行目の「敢言之」以降は詰めるように「兼掾陳暉、兼令史陳昭・王賢」が記入されている。これは簡 1 の 9 行目の●以降と同様で、責任者名の記載であろう。「中部督郵掾費掾」とは、「官職名+姓+掾」という形式で、目上の官吏に對し名で呼ぶことを避けるものである。さらに「中部督郵」以下で改行し、「掾費掾」で平出している。

また、

- 30 永初三年正月壬辰朔 日 臨湘令丹守丞皓 敢言之謹移耐罪
大男張雄舒俊朱循 樂竟熊趙舜狀一編 敢言之 (正面)
掾祝商獄助史黃護 (背面)
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 202-12 / 『貳』 四三七)

- 31 延平元年四月戊申朔廿三日 庚午臨湘令君守丞護叩 頭死罪敢言之 (正面)
掾蘇受令史彭式兼史李順助史黃條 (背面)

(竹簡 2010CWJ1 ③ : 265-10 / 『肆』 一二六四)

32 永初元年十月己亥朔十八日丙辰臨湘令□丞……□ (正面)

……曹掾朱均令史□ (背面)

(竹簡 2010CWJ1 ③ : 266-35 / 『伍』 一七〇三)

33 永初三年四月庚申朔一 日庚申臨湘令丹守丞 叩頭□□ (正面)

兼掾蘇□□ (背面)

(竹簡 2010CWJ1 ③ : 266-70 / 『伍』 一七三八)

34 □ 臨湘令丹守丞皓敢言之直符□ (正面)

□ 掾祝商獄□ (背面)

(竹簡 2010CWJ1 ③ : 283-36 / 『陸』 二五八八)

以上の五簡も臨湘縣の令・丞によって發信された上行文書簡冊の一部と思われる。正面の令・丞の名は、いずれも署名で記入されている。背面には印や郵送方法が記載されず、ただ責任者名が左下の隅に記されている。簡 30 は臨湘令・丞が舉劾文書を提出する際に附したものであり、先行する本文も數簡分見つかっている⁽²⁹⁾。二簡の宛先は不明であるが、「叩頭死罪」「敢言之」と上行文書の文言を使用するところから、太守府もしくは郡の屬吏と推測できよう。

3. 上行文書締めくくりの書式と用語

さて、ここまで文書冊の先頭簡について見てきたが、次は末尾の部分を見ていこう。簡 1 の第七行の末尾では、「郢誠惶誠恐叩頭叩頭死罪死罪敢言之」で上行文書を終わらせている。書き出しに比べれば、さらに「惶恐」「誠惶誠恐」などを用い低い姿勢を示し、そして「叩頭死罪敢言之」を繰り返している。この特徴的文言で文章が終わっている簡に注目すると、上行文書の締めくくりにはいくつかのパターンがあり、それぞれ違う書式が使用されていたことがわかる。

①假期書

35 十五日事竟輒言不敢須 期憚職事留遲惶恐 叩頭死罪死罪敢言之

(木兩行 2010CWJ1 ③ : 153 / 『壹』 三一八)

36 陰微逐捕秩必得考實 有後情正處復言不敢 出二年正月胤惶恐駢尚

舉職事無狀叩頭叩頭 死罪死罪敢言之 (木兩行 2010CWJ1 ③ : 212 / 『貳』 四五九)

37 盡力考實正處言不敢出 十一月廿五日譚宮職事無 狀惶恐叩頭死罪死罪敢
言之 (木兩行 2010CWJ1 ③ : 225-1+254-2 / 『貳』 四七二 + 五〇五)

38 明證邯所詔非水泉立秋考 實處言宗叩頭死罪死罪 甲子詔書罪非殊死且復
假期請收秋處言不敢出十 月十日宗惶恐叩頭死 罪死罪敢言之
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 325-1-8 / 『選擇』 八九)

この數簡は一見して分かるように、事務の處理が終わらず、その期限を先に伸ばしてもらうように、自ら新たな期限を約束しながら請願する文書である。標題簡にも「假期書」「假期解書」といった表現が確認でき⁽³⁰⁾、上の四簡がその文書の末尾簡であろう。

②進捗報告

39 蒙闕略盡力考實辭有增異 正處言真歆賜職事 惶恐叩頭死罪敢言之
守右尉追豫章劫人□ (木兩行 2010CWJ1 ① : 1 / 『壹』 一)

40 送吏刺船上下者盡力實 核有異復□
叩頭死罪死罪敢言之□ (木兩行 2010CWJ1 ③ : 258-2 / 『貳』 五一〇)

41 謹已劾猪所犯在丙戌贖罪詔 書前時賊捕掾向惺盡力逐 捕猪必得以後情□□音職
事無狀惶恐叩頭死罪死罪 敢言之 (木兩行 2010CWJ1 ③ : 261-1 / 『貳』 五二四)

42 寶謹已劾盡力廣設方 略陰微求捕高必得爲故 推辟何充倉等還實
核辭有增異正處復言奉 配寶惶恐叩頭死罪死罪 敢言之
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 261-5 / 『貳』 五二八)

43 併妻妃辭隨夫家客田弄 妃疑不知情暉謹詭具 任五人將歸部考實殺人
小盜具位證左復處言暉 職事留遲惶恐叩頭 死罪死罪敢言之
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 263-5 / 『貳』 六五五)

44 前解移書泉陵推求叔逐 捕叔必得以□□
種渠職事惶恐叩頭死罪 死罪敢言之□ (木兩行 2010CWJ1 ③ : 263-22 / 『貳』 六七二)

45 入人廬舍賊殺人發覺持犯 法兵亡數罪亭長樂均前已劾盡 力推本逐捕昌軍必得考實有
後情正處復言暉樊職事 無狀惶恐叩頭死罪死罪敢言之

(木兩行 2010CWJ1 ③ : 264-76 / 『叁』 九二二)

- 46 料已具狀會赦不自改新而父子復 盜光猪芻禾盜臧皆五百以 上澹亡埒挾薰毒即敏光等
證盡力捕澹必得正處復言 鄧伉純職事無狀惶恐叩 頭死罪死罪敢言之

(木兩行 2010CWJ1 ③ : 264-91 / 『叁』 九三七)

- 47 覆核其未偏者復集 調□理右別入記如牒 盡力勅錄悉令住禱
梟有增咸復言勤奉使 留遲惶恐叩頭死罪 死罪敢言之

(木兩行 2010CWJ1 ③ : 264-175 / 『叁』 一〇二一)

- 48 直發覺持犯法兵亡齋謹 已劾盡力推起逐捕 倉必得考實得以後情
正處復言綏孫齋職事 惶恐叩頭死罪死 罪敢言之

(木兩行 2010CWJ1 ③ : 264-253 / 『叁』 一〇九九)

- 49 兵亡盡力逐捕護斗臭 必得考實有曾異以後情正處 復言興誦倫職事惶恐叩
死罪敢言之

(木兩行 2010CWJ1 ③ : 265-137+265-144+265-173 / 『肆』 一三九一 + 一三九八 + 一四二七)

以上のような簡はいわば事務の進捗報告である。文書発信時点で犯人の逮捕や事件の調査は終わっていないが、それまでに分かった事実と状況を申告している。「必得」「盡力逐捕」のように犯人の逮捕の確約、また「盡力考實」「有後情正處復言」といった「事実を検證し、また改めて報告する」ことを意味する、上級機関に意志を示す定型表現が使用されている。

③懇願の書式

- 50 縱武衆疑有姦詐唯
廷財部吏考實奐惶恐 叩頭死罪死罪敢言 之

(木兩行 2010CWJ1 ① : 88-1 / 『壹』 八四)

- 51 謁言壽鬪殺人亡命命 封等前別處壽命盛 (?) □故唯
廷盛虎奉使留遲無狀惶 恐叩頭死罪死罪敢言之

(木兩行 2010CWJ1 ① : 91 / 『壹』 八七)

- 52 受所監臧到六十以縣官事他賊 毆人無痕瘡數罪戎以劾前失不 分別處謹傳議解左唯
廷言府謁傳前解錯甫戎惶恐 叩頭死罪死罪敢言之

(木兩行 2010CWJ1 ① : 98 / 『壹』 九五)

53 廷謁言府盡力實核有增 異正處復言信□職 惶恐叩頭死罪死罪敢
言之 (木兩行 2010CWJ1 ③ : 154 / 『壹』 三一九)

54 廷報醴陵詳自實核 統鮪翼惶恐叩頭 死罪死罪敢言之
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 264-247+265-221 / 『叁』 一〇九三 + 一四七五)

55 廷謁傅前解嚴小武 陵曲平亭復仇寶舉劾龍 誦及何人□社職事無
狀惶恐叩頭死罪死罪 敢言之 (木兩行 2010CWJ1 ③ : 264-257 / 『叁』 一一〇三)

56 廷謁傅祉興等解言府盡 力推辟妾逐召平等必 得參錯辭有後情正處
復言艷純職事誠惶誠 恐叩頭死罪死罪敢言之
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 264-262 / 『叁』 一一〇八)

57 三羊傅伯舍大與華爭言大 取非其兵傷人叔服租沽酒 不過平前失不處寶姓唯
廷謁傅前解統副佑惶 恐叩頭死罪死罪敢言之
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 265-233 / 『肆』 一四八七)

58 踈傅解左副文唯
廷謁報未陽嚴與部鄉閔豐昭職 事惶恐叩頭叩頭死罪死罪 敢言之
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 325-1-32 / 『選釋』 一〇三)

59 被崇財主不如赦辭赦巧弄諱 辭留落主者吏欲蒙交幸當 案正以前處赦罰謹傅議解左唯
廷謁傅前解宮就文職 事留遲惶恐叩頭死罪 死罪敢言之
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 325-2-17 / 『選釋』 五八)

60 如待自言辭即少魚證 吳出實核立秋復處 言唯
廷謁言府驕職事惶恐 叩頭死罪死罪敢言 之
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 325-5-6 / 『選釋』 六九)

さらに、上のように、受信相手である縣廷に對し、現状や進捗を報告した上で、協力を懇願する書式を持つ簡が存在する。特に我々の目を引くのは、簡 50～52・57～60 に平出書式の使用が確認できることである。受信者・懇願の対象者である縣廷に敬意を示すために、これらはいずれも一行目の末尾の文字が「唯」で、大きな餘白が残っているにもかかわらずそのまま改行しており、

そして二行目は「廷」の字から始まっている。簡 53～55 の三枚も一行目の冒頭文字が「廷」であることから、その一枚前に接續していた簡の末尾が「唯」であったと推測できよう。このことを考慮すると、さらに下記の簡も類例として挙げるができる。

61 廷願謁除前解從今言府移豫 章府嚴海昏艾處何吏於 馮等所匿處得冉所棄弩不□
蒙當案致案致曲折賜報盡 力實核報到有增異正處 復言鮪順鄭考問留遲惶恐
(木兩行 2010CWJ1 ① : 86 / 『壹』 八二・『選釋』 三)

62 旦人之泉陵唯
廷謁言府移書邯單嚴都 鄉削除漢胡爵爲士伍盡 力實核匡定等之上下湘
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 201-31 / 『貳』 四二二)

63 廷謁言府移書廣信洮陽 鄙湘南醴陵羅下雋考實縣 界中船刺洮陽鄙實核汧
扶諱自將妻子行不盡力 廣設耳目陰微起居高 必得有異復言敬永暉
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 265-194+265-133 / 『肆』 一四四八 + 一三八七)

64 唯
廷謁言府嚴羅封傳世所齋持 床完印封須得以□俱報到立 秋實核盡力解□求捕達(?)□
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 266-183 / 『伍』 一八五一)

65 □
廷謁言府答在興訓 稟無素誠惶誠恐叩□□
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 325-1-67 / 『選釋』 一一五)

66 府謁□狀長沙府嚴□ 考實得明處□□□□ 切□□何人爲檢驗□處
(竹簡 2010CWJ1 ③ : 264-170 / 『叁』 一〇一六)

「叩頭死罪敢言之」で文章が終わっていないが、「有増異復言」「惶恐」などの文言から、この6簡も簡 35～60 と同じく、文書の締めくくりの部分であることに疑いはない。

上記諸簡の懇願内容を見ていくと、「廷謁(…)言府」(簡 52・53・56・60～65)は縣廷を通して、郡太守府に對する傳言・報告・協力などを要請している。また、「廷謁報某縣」(簡 54・58)は他縣への報告を、「廷財部吏考實」(簡 50)は人手による事實確認を、縣廷に要請している。さらに簡 66 には「府謁□狀長沙府」とあり、これは他郡の屬縣がその郡の太守府に對し、長沙郡への指示を請求した文書であったとみられる。先に引用した簡 1「王皮事件木牘」と對照すると、簡 50～66 と簡 1 の波線部分は明白に書式が合致している。

4. 上行文書に見られる特殊用語の考察

さて、ここで前掲の諸簡にみえる「唯」「財」「謁」「嚴」といった文書用語について考察を加える必要がある。まず、五一簡に見える「唯」はいずれも上行文書で、平出書式を導く助字である。「唯某」といった表現自体は居延・敦煌出土簡牘にも多く見られ、富谷至氏は「上行文書、もしくは何か要求する文書において、請願すべき対象（官吏、官署）の前につけられる助字」と解釈している。一方、「唯」が簡文の末尾に位置し、その後ろに餘白が残る簡は、西北漢簡に二枚確認できる⁽³¹⁾。これについて、氏は「居延・敦煌出土の文書簡から、敬意を示すための改行の書式は確認できない」ため、「敢言之」と同じ意味を有する、上行文書の末尾で使われる請願・謙讓の助字とする⁽³²⁾。たしかに富谷氏の指摘通り、西北漢簡に数多くの「唯」が見られる簡は、五一簡のように「唯…謁」とされている例を含め⁽³³⁾、いずれも改行は確認できない。唯が末尾に位置し、餘白が残る二枚の簡は、文章からすれば五一簡のような平出書式を用いている可能性もないわけではないが、それを証明できる積極的な證據はない。

また、集成した簡文を見ると、五一簡において、「唯」は「財」「謁」、特に後者と併用されることが多い。前者については、傳世史料にも同様に「唯…財…」とした用例が複数見え、「唯陛下財幸」（『漢書』賈誼傳）、「唯陛下財擇焉」（『漢書』王吉傳）のように、いずれも皇帝に懇願する場合に用いられていた⁽³⁴⁾。五一簡では、簡1「唯長沙府財吏馬嚴臨湘」・簡50「唯廷財部吏考實」のほか、「唯明廷財省、嚴部吏考實…」や「唯明廷財。延愚慙惶恐叩頭死罪罪罪」⁽³⁵⁾の用例が確認できる。

「唯…財擇／財省」とあるように、多くの場合、「唯…財…」は動詞と組み合わせて用いられ、相手に對し「どうかご判断の上…するよう」と懇願する表現である。また、「唯…財吏馬／部吏」のように、「財」の後ろに目的語を入れ、「どうか…（配下などを）ご差配ください」という語義の例も確認できる。いずれにせよ、「唯…財…」は、目上に対して裁量を求める際に使われる、一種の敬語表現である。「財」の字義は、『漢書』の諸用例にて複数確認できる顔師古註「財與裁同」の指摘通り、「裁量」である⁽³⁶⁾。

「謁」について言えば、この表現は里耶秦簡や西北出土漢簡にも見られ、特に通行證簡で多く使われている。大庭脩氏は、通行證の「謁」を「取り次ぐ」と解釈している⁽³⁷⁾。一方、鷹取祐司氏は秦・前漢簡を通して、「謁」が「相手に對する依頼や自己の自發的要求・請願を導く文字で、請う・求める意味」であると指摘する⁽³⁸⁾。「謁」の解釋については全く鷹取氏の指摘通りと考えられるが、五一廣場簡によく見られる「唯…謁…」の併用が定型化していった過程に伴い、「謁」の意味がさらに形骸化し、單なる尊敬の表現となっただのではないか。實際、簡61「(唯) 廷願謁…」のように、さらに「願」が加えられたり、簡52「唯廷言府」のように「謁」が抜けたりする場合でも、特に文意に影響しない。

また、簡1に見える「嚴」という用語について、劉樂賢・李均明氏はいずれも『説文』卅部「嚴、教命急也」を引用し、動詞とする⁽³⁹⁾。前に挙げた簡にもいくつかの用例が見られ（簡55・58・61・62・64・66）、いずれも「唯…財」「唯…謁」と併用されている。このことから、上行文書に見え

る「嚴」は、上級機関に事務関連で別の官署や屬吏に厳しく命令を出し、事務の処理や調査など、協力を求める場面に使われる表現であることが分かる。

(2)下行文書

以上、五一簡に見える上行文書について整理してきた。續いて下行文書を見ていこう。

1. 「書」

簡1「王皮木牘」8・9行の下線部は、移送文書の全文を書寫したのち、移送者によって作成された、送り状の性質を持つ文書の本文である。同じ書式の簡として、

67 三月七日辛未長沙大守審 丞虞告兼賊曹掾崇史 信中東西部勸農掾督郵
書掾常良黨上湘賊捕 掾康督盜賊綏謂臨 湘醴陵攸鄱湘南寫移
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 190-1+191 / 『壹』 三五五 + 三五七)

68 十一月九日乙未長沙大守渡 行丞事益陽守長信謂 臨湘寫移書到實核正
處如前會日南郡府書 律令 掾珍守屬琵琶佐條
十一月十日發
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 261-57 / 『貳』 五七六)

69 二年正月八日丙戌長沙大 守審丞當告兼賊曹掾湯史 安兼中部勸農督郵書掾育
謂臨湘寫移案縣前言□ 等亡錢三千今言三千四百自 多四百湯安及故督郵信竟
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 263-44 / 『貳』 六九四)

70 □……長沙大 守審丞虞告中部督郵 書掾常謂臨湘寫移書
□……辭有增異 正處□關副言會 月廿日如南郡府書
(木兩行 2010CWJ1 ① : 106-1+105-2 / 『壹』 一一四 + 一〇五⁽⁴⁰⁾)

以上の四簡を擧げることができる。いずれも長沙太守と丞の連名で發信され、「發信日付+發信者+告・謂+受信者+寫移」と、書式が一致しており、さらに簡68には命令の文言と期限も記載されている。發信日付について言えば、いずれも「(年・)月・日・日の干支」と作っているが、これは一部省略されており、先に引用した文書の冒頭にはきちんと元號と年が記載されていたと想定できる。簡69は作成時點で年を越したため、年が記入されたのであろう。また、

71 延平元年 三月戊寅朔六日癸未行 長沙大守文書事大守丞當謂
臨湘民自言辭如牒即如 辭書到爰書聽受麥 秋考實姦詐明分別 (正面)

- 兼掾昆守属褒書佐汜 (背面)
 (木兩行 2010CWJ1 ③ : 263-21 / 『貳』 六七一・『選釋』 一五〇)

「寫移」という表現は使われていないが、臨湘縣宛てに民の「自言」を記載した牒を移送する際に作成したものと推測される。

- 72 □□日甲戌臨湘令君丞告守左尉謂北部 (正面)
 □ 兼掾常令史副兼史漚 (背面)
 (竹簡 2010CWJ1 ③ : 265-200 / 『肆』 一四五四)

- 73 永元十六年 六月戊子朔 日 臨湘守令君守丞習下守佐 (正面)
 掾 皓令史均綏常 (背面)
 (竹簡 2010CWJ1 ③ : 266-16 / 『肆』 一六八四)

この二枚の竹簡は臨湘縣令・丞の連名で發信されたものであるが、太守府發信の簡 67~71 とは明らかに同様な書式となっている。簡 68 は正面の末尾、簡 71~73 は背面に、簡 1 の●以降と同じく責任者の名が記載されている。簡 67~73 の數簡は、いずれも書寫された移送文書の後ろに添付された送り状のようなもので、大庭脩氏によって復元された居延漢簡所見「元康五年詔書冊」にも、同様の簡の存在が確認できる⁽⁴¹⁾。

簡 73 に見える「下」は、「告」「謂」と同じく、下行文書の特徴的の文言である。ところで、簡 67・69・70「太守某丞某告督郵謂臨湘」、簡 72「臨湘令君丞告守左尉謂北部…」のように、「告」と「謂」が同時に使われる書式も存在する。

「A 告 B 謂 C」という構造に作っているこの書式は、居延漢簡にも確認できる。その理解については、大庭脩氏による「A が B と C 同時に下達するの意味で、告と謂は身分によって使い分けられている」という解釋が通説であったが⁽⁴²⁾、竺沙雅章・粂山明の兩氏により異説が提示された⁽⁴³⁾。竺沙氏は「告甲謂乙」を「甲を通じて乙に通達した」と解釋し、粂山氏は里耶秦簡の例を手がかりに、「A が B に告げて『C に謂え』」と理解する説を唱えた。その後、鷹取祐司氏は大庭説を「並行下達説」、粂山説を「再下達命令説」とし、主に西北漢簡に見える事例を基に兩説を詳しく檢證し、「再下達命令」で解釋すれば、同じ二つの官署の間に異なる下達経路が存在することになるという問題が発生してしまうとして、竺沙・粂山説を退けた⁽⁴⁴⁾。

簡 67 では吏 7 人が「告」、5 つの屬縣が「謂」の對象となっている。いわゆる「再下達命令説」では、本簡を解釋することが困難である。まさにこれは「並行下達説」の正しさを支持し、提起された問題點をはっきりと解消しうる史料といえるだろう。

さらに、

74 返考實明證檢驗正處言會 月八日如府記律令 掾就□□

(竹簡 2010CWJ1 ③ : 264-206 / 『叁』 一〇五二)

この簡にも受信相手に對する命令の文言が書かれている。發信者は確認できないが、「府記の如し」とあるため、これが太守府からの記を受けた縣廷によって、その屬吏に宛てたものと想定できよう。

簡 70・74 に見える「府書・府記」という語は、漢代の下行文書の書式の種別は「書」と「記」の二種であるという鷹取祐司氏の指摘を想起させる⁽⁴⁵⁾。その所論に従うと、簡 1・67～74 はいずれも「書」にあたるのであろう。

2. 「記」

續いて、「記」の書式を具えている五一簡をみてみよう⁽⁴⁶⁾。

75 府告臨湘前却詭課守左尉僞梵趣逐捕殺鄉佐周原男子吳主主子男

□賊王傳烝于烝尊不得遣梵詣府對案傳于尊共犯桀黠尤無狀梵典負被書受詭逐捕

詎不悉捕得咎在不以盜賊責負爲憂當對如會以傳⁽⁴⁷⁾ 已得恐力未盡冀能自效且復假期記

到趣詭【課梵】逐捕于尊復不得遣梵詣府對會七月廿日勉思方謀有以自效有

府【君教】⁽⁴⁸⁾

長沙大守丞印

延平元年五月十九日起府

(木牘 2010CWJ1 ③ : 264-296+264-395 / 『叁』 一一四二 + 一二四一)

76 府告臨湘前却趣詭課左尉邾充守右尉夏侯弘逐捕殺小史周諷男子馮五

無什及射傷鄉掾區晃佐區期殺弟賊李湊劫女子王綏牛者師寇蔣隆等及吏殺民賊朱祉董賀

范賀亭長袁初殷弘男子王昌丁怒李高張恭及不知何四男子等不得令充弘詣府對案祉賀

初昌怒寇高四男子等所犯皆無狀當必禽得縣充弘被書受詭逐捕連月詎不捕得

咎在不以盜賊責負爲憂當皆對如會恐力未盡且皆復假期記到縣趣課充弘逐捕祉

賀高隆四男子等復不發得充弘詣府對會十六年正月廿五日令卅日勉思謀略有以自效有

府君教

長沙大守丞印

永元十五年十二月廿日晝漏盡起

□開

(木牘 2010CWJ1 ③ : 291 / 『選釋』 二一)

77 □

(上段にも凸部があったと思われるが、折れて所在不明)

府告兼賊曹史湯臨湘臨湘言攸右尉謝栩與賊捕掾黃忠等別問僦趙明宅

者完城且徒孫詩住立詩畏痛自誣南陽新野男子陳育李昌董孟陵趙⁽⁴⁹⁾公等劫殺明及王得

等推辟謁舍亭例船刺無次公等名縣不與栩等集問詩詩自誣無檢驗又詩辭於其門聞

不處姓名三男子言渚下有流死二人逐捕名李光陳常等自期有書案^簡移湯書詩辭
持船於湘中糴米見流死人縣又不録湯書而未殺不塞所問巨異不相應何咎在
者不欲實事記到湯縣各實核不相應狀明正處言皆會月十五日毋佞毆無罪
毆擊人有

府君教

五月九日開

(中段・凹部)

永元十五年五月七日晝漏盡起府

(下段・凸部)

(合檄 2010CWJ1 ③ : 285 / 『選釋』 一一七)

まずは、簡 1 と同様に幅の広い木牘を使用しているものが 3 點挙げられる。特に、簡 77 は合檄の形態である。この 3 點はいずれも本文が書かれた面がほぼ完全に残っており、その文章は事件取り調べの問題點などを詳しく述べながら、縣を譴責し、調査を督促するもので、情報量が非常に多い。

これに對して、保存状態が極めて悪く、文章が斷片的である竹簡も 7 點確認できる。

78 府 告 安民史竟民自言^簡 (竹簡 2010CWJ1 ① : 25-26 / 『壹』 五七)

79 府 告 北部賊捕掾^簡 游 徽曠廡亭 長固
(竹簡 2010CWJ1 ③ : 263-75 / 『貳』 七二五)

80 ^簡告臨湘……適出卒代郵行書^簡 (竹簡 2010CWJ1 ③ : 264-17 / 『叁』 八六三)

81 ^簡府^簡 告^簡 效功亭長^簡 坐……^簡 (竹簡 2010CWJ1 ③ : 264-202 / 『叁』 一〇四八)

82 府 告臨湘言部鄉有秩利 漢齋^簡
(竹簡 2010CWJ1 ③ : 265-14 / 『肆』 一二六八・『選釋』 一七三・「簡報」例十二)

83 記到亟實核明分別處言 勿失自期有……^簡
(竹簡 2010CWJ1 ③ : 265-15 / 『肆』 一二六九・『選釋』 一七四)

84 府 告……^簡 (竹簡 2010CWJ1 ③ : 265-131 / 『肆』 一三八五)

簡 83 については、簡 82 とは編連された一件の文書であった可能性が指摘されている⁽⁴⁹⁾。そうであれば、上に挙げた「記」は全て太守府から發信されたものと判断できる。五一簡において大量に使われている木兩行簡には、現在のところ「記」に使用されているものは確認できない⁽⁵⁰⁾。

五一簡「記」に共通する書式上の特徴について、以下の二点を指摘できる。まずは、冒頭に日付が記されるものは見えないこと。木牘使用の「記」は、3件とも正文の書式が高度に一致しており、末尾もしくは合檄の凸面に發送された時間が記入されている。次は、破損が激しく分からないものを除けば、冒頭の「府」の字には懸針がついていること。富谷至氏が提起した「視覚簡牘」の概念で考えると⁽⁵¹⁾、發信者を示す「府」の字に大きくついている懸針は、文書を接した相手にまっさきに視覚上の衝撃を與え、太守府の權威性を誇示する意圖が含まれているのではないか。

(3) 平行文書

1. 監察文書

さて、前節では下行文書に見える「書」「記」を整理してきた。ところで、簡 67~74 と類似する様式を具えている簡は、ほかにもいくつか確認できる。

85 二月八日丙辰長沙太守兼中 部勸農督郵書掾育 有案問寫移
臨湘書到亟考實姦詐 明正處言府關副在 所會月十五日毋妄拘轂
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 261-85 / 『貳』 六〇〇)

86 閏月十五日庚辰長沙太守中部 勸農督郵書掾郎待事史佑督 察有案問寫移
臨湘書到實核正處言府 關副在所會麥秋後五日如 律令 閏月十六日開
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 263-16+263-24 / 『貳』 六六六 + 六七四)

87 元興元年 十一月庚辰朔十七日丙申長沙 大守中部案獄掾豊有案問移
臨湘民自言辭如牒諦 如辭倉部吏追捕受 取民錢物衆多狼藉詔
(木兩行 2010CWJ1 ③ : 265-253 / 『肆』 一五〇七)

一見してわかるように、上記の三簡はいずれも「文書作成時間(月日・日の干支) + 發信者官職・名 + (督察) + 有案問、(寫) 移臨湘 + 書到 + 事務に關する指示語 + 期限」と、明らかにほぼ同じ書式をしている。

發信者である長沙太守府の中部督郵書掾や案獄掾とは、郡の屬吏で屬縣の監察を擔當した者である。類似する書式を持つ簡として、居延漢簡には都尉府系統の督烽掾⁽⁵²⁾、走馬樓吳簡には督郵書掾のほか、督軍都尉や郎中によって發信された簡が確認できる⁽⁵³⁾。漢代から少なくとも三國の孫吳期まで、監察事務ではこの書式が一般的に使われていたと思われる。

簡 85・86 に見える「關副在所」とは、「副本をもって督郵の所在地に報告せよ」という意味の命令の文言であり、走馬樓吳簡には「日付 + 關中部督郵」とある竹簡が多く確認できる⁽⁵⁴⁾。簡 70 に見える「關副言」も、同様の文言であると推測できる。また、

88 …長沙大守中部…寫移□□⁽⁵⁵⁾

…小吏或難…

(木兩行 2010CWJ1 ② : 58-17 / 『壹』 一九八)

この残簡も、簡 85～87 と同様の簡の一部であろう。

この數簡は書式の點で言えば、前節で整理した下行轉送文書の送り状である簡 67～74 と酷似しており、簡 1 の下線部に相當する。ただし、下行文書の特徴的文言「謂」「告」「下」の使用は確認できない。

2. 縣長吏間の文書

89 七月一日庚子連道 長均守丞叩頭移

臨湘寫移書御 唯令史白長吏 部其鄉吏明削除

(正面)

已

(背面)

(木兩行 2010CWJ1 ③ : 200-2 / 『壹』 三八四)

90 正月十四日戊辰攸 長豹丞种叩頭移

臨湘寫移書御令史 白長吏詳自推處 逐捕除等如詔書

(木兩行 2010CWJ1 ③ : 201-16 / 『貳』 四〇七)

五一簡には別に、上の兩簡のような、長沙郡の他の屬縣である連道と攸縣の長から、臨湘縣に文書を送信した際の送り状が確認できる。

兩者を比較すれば、命令の文言を使用している簡 85～87 に比べて、簡 89・90 は用語が丁寧であり、懇願の文言が記されている。しかし、兩者はいずれも受信相手である「臨湘縣」が二行目の冒頭に位置し、特に圖版を確認すると、簡 85・89・90 は一行目の末尾に餘白を残しており、平出書式を使用している。この特徴によると、簡 85～87 の郡監察吏發信・屬縣受信簡も、縣長吏間の往來簡と同じく平行文書と見て問題ないだろう。より精確に言えば、典型的な平行文書と下行文書の中間位置にあたるものではないだろうか。

三 結語

以上、本稿は上行文書・下行文書・平行文書の順に、五一簡に見える往來行政文書について整理してきた。とりわけ、各種文書がそれぞれ使用している書式や、「唯」「財」「謁」「嚴」など特徴的な文書用語について考察を加えた。

そのなかで我々の目を引くのは、五一簡の公文書には、平出書式を活用した複雑な敬意・謙讓表現の使用が確認できることである。上行文書の締めくくりの文では、目上の受信相手に對して

懇願する書式「唯…財」「唯…謁」が一般化した。さらに平行文書では、同じく長沙郡の屬縣（道）である連道・攸縣の長、及び長沙郡の督郵から臨湘縣宛てに發信された文書は、いずれも受信者である「臨湘」で平出している。一方、その臨湘縣の長吏である縣丞から、中部督郵の治所に宛てた文書（簡 29）は、明らかに上行文書である。上行文書の特徴的な文言「叩頭死罪」と「敢言之」を使い、「掾費掾」で平出している。摘發の権力を持つ督郵を相手に、縣の長吏たちは自分の方が秩級が高いにもかかわらず、配慮して低い姿勢を示さなければならなかった。平出書式は、いわば發受信者の間の関係を示すものである。

現存する秦漢時代の出土簡牘において、公文書にはじめて平出書式が確認できるのはまさに五一簡である。居延・敦煌出土の文書簡から、敬意を示すための改行の書式は確認できない⁽⁵⁶⁾。同じく長沙五一廣場周邊で發見された、前漢武帝期の長沙王國の簡牘である走馬樓西漢簡牘の既出分を確認するかぎり⁽⁵⁷⁾、五一簡と類似する兩行書きの平行文書簡・上行文書簡には、いずれも平出書式は存在しない。したがって、これは邊境簡と内郡簡の差ではなく、走馬樓西漢簡牘・西北漢簡よりも時代が下る五一簡に、時代の變遷とともに新しく採用されたものであるがわかる。

西北漢簡の公文書簡には、平出の書式による敬意表現や謙讓表現が一切見られないのは確かである。しかし、居延・敦煌出土の書信簡には、平出書式は非常に一般的に使用されている⁽⁵⁸⁾。時代が下るにつれ、書信の表現が徐々に漢代の公文書簡に取り入れられたことは、高村武幸氏によって明らかにされている⁽⁵⁹⁾。五一簡に見られる公文書簡における平出書式が一般化し、さらには制度化したとも言えるこの現象は、五一簡が作成される時代に、書信の表現は用語に留まらず、書式まで公文書に浸透したことを示唆する。これは漢代の文書行政史において重要な意義を持つ課題であるが、さらなる考察は別稿に譲り、ひとまずここで擱筆させていただこう。

付記

本稿は中國國家留學基金委員會「國家建設高水平大學公派研究生項目」の助成を受けたものである。

注

※ Web 上の文献は、すべて 2022 年 1 月 26 日に最終確認を行った。

(1) 五一簡は 2010 年に湖南省長沙市の五一廣場の窖 (J1) から發見された計 6,862 枚の簡牘である。現在は約 2,700 枚の簡牘が公開されており、主に長沙市文物考古研究所「湖南長沙五一廣場東漢簡牘發掘簡報」（『文物』2013 年第 6 期）、長沙市文物考古研究所・清華大學出土文獻研究與保護中心・中國文化遺產研究院・湖南大學嶽麓書院編『長沙五一廣場東漢簡牘選釋』（中西書局、2015 年）、同編『長沙五一廣場東漢簡牘』壹・貳（2018 年）、叁・肆（2019 年）、伍・陸（2020 年、いずれも中西書局出版）に収録されている。

以下、本稿ではそれぞれ「簡報」「選釋」「壹～陸」と略稱しておく。引用簡は「簡形態・簡番號／出所略稱・収録番號」の形式で出所を示す。

- (2) 簡報(17頁)は簡文の内容から、出土地を長沙郡の衙府と推測した。それに對して、陳偉氏は五一簡の性格は臨湘縣の受信文書であると指摘する。陳偉「五一廣場東漢簡牘屬性芻議」(武漢大學簡帛研究中心「簡帛網」2013年9月24日、<http://www.bsm.org.cn/?hanjian/6094.html>) 參照。
- さらに、高村武幸氏は『選釋』・『五一(壹・貳)』所收簡を手掛かりに、これらは主に臨湘縣廷の左右賊曹で處理された文書で、『選釋』所收簡の一部には辭曹の文書も含まれている可能性を指摘する。高村武幸「長沙五一廣場後漢簡牘の概觀」(關尾史郎・伊藤敏雄編『後漢・魏晉簡牘の世界』、汲古書院、2020年所收。以下「概觀」と略稱する) 參照。
- (3) 長沙東牌樓東漢簡牘とは、2004年に湖南省長沙市の五一廣場・東牌樓街の古井戸から發見された後漢末・靈帝期の史料群である。簡牘は公文書と私書の雙方を含み、合計206枚である。長沙市文物考古研究所「長沙東牌樓7號古井(J7)發掘簡報」(『文物』2005年第12期)、長沙市文物考古研究所・中國文物研究所編『長沙東牌樓東漢簡牘』(文物出版社、2006年)21~28頁參照。
- (4) 長沙尚德街東漢簡牘とは、2011年に湖南省長沙市五一廣場附近の大規模工事現場で、計9つの主に後漢末期の古井戸群から發見された250餘枚の後漢時代の簡牘である。公文書・帳簿・醫方・私書など、内容は様々である。長沙市文物考古研究所『長沙尚德街東漢簡牘』(岳麓書社、2016年)8~10、76~85頁參照。
- (5) 居延漢簡の最も新しいものは紀元後100年頃のもので、五一簡の時代と一部重なっている。ほぼ同時代のものであり、邊郡と内郡、軍政と民政など、様々な視角からの比較研究の展開が期待できる。
- (6) 長沙走馬樓西漢簡牘とは、2003年に湖南省長沙市五一廣場・走馬樓街の古井戸J8から發見された前漢時代・武帝朝にあたる長沙王國の簡牘である。中身の多くは行政文書であり、のち有字簡は計2191編號分ある。長沙簡牘博物館・長沙市文物考古研究所「長沙走馬樓西漢古井及簡牘發掘簡報」(『考古』2021年第3期)、陳松長「長沙走馬樓西漢古井出土簡牘概述」(『考古』2021年第3期) 參照。
- (7) 1996年に湖南省長沙市五一廣場・走馬樓街の古井戸から發見された10万枚以上の三國・孫吳時代の竹簡・竹木牘である。走馬樓簡牘整理組他編『長沙走馬樓三國吳簡・嘉禾吏民田家朔』(長沙走馬樓三國吳簡・竹簡(壹~玖)) (文物出版社、1999~2019年)。
- (8) 五一廣場簡の簡冊復元研究は、以下の成果が挙げられる。周海峰「長沙五一廣場東漢簡牘」文書復原舉隅(一)」(「簡帛網」2018年12月26日、<http://www.bsm.org.cn/?hanjian/8009.html>)・「長沙五一廣場東漢簡牘」文書復原舉隅(二)」(「簡帛網」2020年4月17日、<http://www.bsm.org.cn/?hanjian/8241.html>)、張亞偉「五一廣場東漢簡“左倉曹史朱宏、劉宮、卒張石、男子劉得本【事】”簡冊復原」(「簡帛網」2019年4月30日、<http://www.bsm.org.cn/?hanjian/8073.html>)、崔啓龍「五一廣場簡“朱宏、劉宮臧罪案”簡冊復原再議」(「簡帛網」2020年6月20日、<http://www.bsm.org.cn/?hanjian/8276.html>)、蔡雨萌「五一廣場簡“雷旦、張董財產糾紛案”簡冊復原再議」(「簡帛網」2021年8月20日、<http://www.bsm.org.cn/?hanjian/8430.html>)。
- (9) 鷹取祐司『秦漢官文書の基礎的研究』(汲古書院、2015年)第一・二部。
- (10) 書式や用語・傳達方式などの基礎問題について研究した第一・二部だけでなく、斷獄・聽訟の文書と制度について研究した三・四部の内容も、刑事事件や債務問題に關する文書が多く見られる五一簡を理解するうえで、參考にする價值が非常に高い先行研究である。
- (11) 飯田祥子「長沙五一廣場東漢簡牘郡太守府發信文書譯注稿」(『龍谷大學論集』第490號、2017年。以下「譯注稿」と略稱する)。
- (12) 飯田祥子「五一廣場東漢簡牘の上行文書に關する基礎的整理」(『龍谷史壇』第151・152號、2021年。以下「基礎的整理」と略稱する)。
- (13) そのため、本稿は付け札である楮については扱わない。『選釋』『五一(壹・貳)』に見られる楮については、高村武幸「概觀」126~129頁參照。

また、「君教簡」と呼ばれる特殊な簡牘についても本稿は扱わない。五一簡に見える「君教簡」については、複数の先行研究が発表されているが、楊頌宇「從五一廣場出土東漢簡牘試探漢代的“君教”文書」(黎明釗・馬增榮・唐俊峰編『東漢的法律、行政與社會：長沙五一廣場東漢簡牘探索』、香港三聯書店、2019年所収。補訂版、「簡帛網」2020年3月11日、<http://www.bsm.org.cn/?hanjian/8234.html>)、鷹取祐司「長沙五一廣場東漢簡牘・君教文書新考」(『동서인문(東西人文)』第15號、2021年)の兩文は特に参考の價値が高い。

- (14) 他の上行文書の例は、飯田祥子「基礎的整理」に詳しい。
- (15) 簡報の釋文は「孝不來」に作るが、劉樂賢氏は圖版の字の輪郭から「成」に改釋し、孝の債務回収が失敗した意味であると解釋する(「長沙五一廣場出土王皮木牘考述」、『中山大學學報(社會科學版)』2015年第3期。以下「考述」と略稱する)。五一廣場簡牘の整理と公開に伴い、文字の比較が可能となった。複数の字例の圖版を對照すると、この字は間違いなく劉樂賢氏の指摘通りで、「成」に改釋すべきである。「不成」という表現は『選釋』簡五一(木兩行2010CWJ1③:325-1-120+121)にも見える。「直錢二萬、先入一千、別(別)券。後平復還敬券、不成。敬前詣督郵…會貸錢一千雇租、不受敬先入錢。案、平、商賈、狡猾、轉相誣…」この簡も債務紛争に關する記載であり、「不成」は債務問題の處理が進展してない狀況を表現している。
- (16) 簡報の釋文は「與孝・誼。誼未到」に作り、言偏の二文字を同じく「誼」として、人名とする。劉樂賢氏(「考述」)は字形對照表を作成し、一文字目が「誼」で、二文字目の旁は「氏」に作っており「誼」と釋讀すべきと指摘する。本稿では劉氏に従い釋文を改めた。
- (17) 簡報の釋文は「朱」に作り鄧の姓とするが、飯田祥子(「譯注稿」104、112頁)・高村武幸(『秦漢簡牘史料研究』、汲古書院、2015年、125頁)兩氏はいずれも釋文を「米」に改めている。本稿では兩氏に従い釋文を改めた。
- (18) 簡報の釋文は「盛卷(?)」に作る。劉樂賢氏(「考述」)は「卷(?)」に作る字は「春」と釋讀する上で、王皮が逮捕される時間は永元十五年閏正月で、まさに「盛春」の時期であると指摘する。本稿では劉氏に従い釋文を改めた。
- (19) 簡報の釋文は「熹」に作るが、飯田祥子(「譯注稿」104頁)・劉樂賢(「考述」)兩氏はいずれも「喜」と改釋している。圖版を確認したところ、明らかに「喜」の字に作っているため、兩氏に従い釋文を改めた。
- (20) 何佳・黃樸華「試探東漢「合檄」簡」(『選釋』所収)參照。何・黃兩氏の合檄についての論文は、後掲の簡77「孫詩案木牘」のような、兩端が長いタイプの合檄について研究をしたが、簡1「王皮木牘」には触れていない。確かに、圖版を對照すると、兩者は明らかに形態が違っており、簡1はどちらかというと、東牌樓漢簡のいわゆる「C型封檢」式の合檄に近い。このことについては、高村武幸(『秦漢簡牘史料研究』126頁)・飯田祥子(「譯注稿」104頁)兩氏もそれぞれ指摘している。
- 確かに兩者は形態的に類似性が高いが、圖版を仔細に確認すると、簡1は東牌樓漢簡のものに比べても兩端の凸部が非常に短く、後者の半分ほどしかない。簡1と後に引く五一簡の兩端が長いタイプの合檄である簡77は、共に永元十五年に作成されたもので、兩者は同時代に併用されているものと分かる。文書本体部分の兩端が極端的に短いものと、兩端が長いものという形態の違う二種類の合檄は、併用される時代を経て、やがて兩種を折衷したような形式の東牌樓漢簡「C型封檢」(年代は五一廣場簡の60~80年後の靈帝時代)の形式の合檄に變化していった、といった假説を立てることができよう。以後、史料の増加を俟ちながら檢證していきたい。
- (21) 飯田祥子「譯注稿」104~117頁、また同氏「長沙五一廣場東漢簡牘J1③:325-1-140木牘の初歩的整理」(中國古代簡牘の横斷領域的研究班ホームページ・史料ノート、2014年7月21日、[http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note08\(Iida\).html](http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note08(Iida).html))參照。

- (22) 飯田祥子「基礎的整理」160～169頁参照。
- (23) そのうち、『選釋』『五一（壹・貳）』所収の簡は、高村武幸氏によってリストアップされており（「概観」128頁）、本稿では網羅的に列挙することを避けたい。ただし、高村氏のリストアップは発信者が分かる「敢言之」上行文書を対象とするため、中には木牘三點（2010CWJ1 ①：4／『壹』四、2010CWJ1 ③：71-26／『壹』二五七、2010CWJ1 ③：204／『貳』四四一）や、後に論じる背面に發送信・開封記録がない二簡（2010CWJ1 ①：25-3／『壹』三六、2010CWJ1 ①：110／『壹』一二三）が含まれている。
- (24) 五一簡の文書を処理した部署の問題に関心を持った高村武幸氏（「概観」126～133頁参照）も、この形式の簡に見られる印文の使用と発信者に注目している。また、居延漢簡に見える印については市川任三「居延簡印章考」（財団法人無窮會『東洋文化研究所紀要』第5號、1964年）参照。
- (25) 飯田祥子「基礎的整理」165～169頁参照。
- (26) 『選釋』『五一（壹・貳）』所収の標題簡は、高村武幸氏（「概観」130頁）によってリストアップされている。
- (27) 黄樸華・羅小華「長沙五一廣場東漢簡牘中の“象人”」（『出土文獻』2020年第4期）。
- (28) 爰書については、榎山明『中國古代訴訟制度の研究』（京都大學學術出版會、2006年）第四章参照。
- (29) 楊小亮「略論東漢“直符”及其舉劾犯罪的司法流程」（『中國古代法律文獻研究』第9輯、2015年）。
- (30) 例として、「兼左部賊捕掾馮言逐捕不知何人燒石窠等宅假期書」（2010CWJ1 ③：159／『壹』三二四）、「兼左部賊捕掾馮言逐捕殺人賊黃康未能得假期解書」（2010CWJ1 ③：261-8／『貳』五三〇）、「南山鄉言民馬忠自言不能趣會假期書」（2010CWJ1 ③：325-1-63／『選釋』一一二）などがある。
- (31) 「恐久與齋併幽於牢陞、臣誼頓首頓首、唯」（居延漢簡157・26）、「吏斥免缺如牒、唯」（居延新簡E.P.T6:80）。
- (32) 富谷至「唯」（富谷至編『漢簡語彙考證』、岩波書店、2015年、443～447頁）。
- (33) 「□齒廿歲、旨、左曷。行書不中程。唯官謁言府。（居延新簡E.P.F22:649）。
- (34) 他には、「唯陛下財察」（『漢書』翼奉傳）、「惟陛下財覽衆心」（『漢書』師丹傳）、「惟陛下哀憐財幸」（『漢書』王莽傳上）、「唯財留神」（『漢書』李尋傳）などがある。
傳世文獻における「唯…財…」の用例は、崔啓龍氏よりご教示いただいた。
- (35) 前者は2010CWJ1 ③：169（「簡報」七・『選釋』一三九・『壹』三三三）。後者は2010CWJ1 ③：129（「簡報」九・『壹』二九一）。
- (36) 簡1の第二行「皮船載官米財遣孝家從皮受錢」に見える「財」について、先行研究では「米財、遣」と讀點を入れ、「米財」を一つの名詞とする釋讀（簡報）や、「財」は「纔」「才」に通じ、「問もなく・したばかり」の意味であるとする説（劉國忠「長沙東漢簡所見王皮案件發微」（『齊魯學刊』2013年第4期）、劉樂賢「考述」）があったが、いずれも首肯しがたい。
ここの「財」は「唯」と併用されていないが、同じく「裁量」の意である。句讀は「皮船載官米、財遣孝家從皮受錢」が正しく、「孝家の人を派遣し王皮より錢を受けとることを「裁量」してもらう意であろう。飯田祥子氏（「譯注稿」106頁）も同じ考えを示している。
- (37) 大庭脩『秦漢法制史の研究』（創文社、1982年）第五篇第一章。
- (38) 鷹取祐司「秦漢官文書の基礎的研究」182～186頁。
- (39) 劉樂賢「考述」、李均明「長沙五一廣場東漢簡牘考證八則」（柳立言主編・中央研究院歷史語言研究所會議論文集之十七『史料與法史學』、中央研究院歷史語言研究所、2016年所収）参照。
- (40) この斷簡の綴合と釋讀については、楊小亮「五一簡第1～6卷綴合情況統計與補充」（「簡帛網」2021年11月19日、<http://www.bsm.org.cn/?hanjian/8486.html>）参照。
- (41) 大庭脩『秦漢法制史の研究』第三篇第二章、また同氏『漢簡研究』（同朋舎、1992年）第一篇序章第五

節参照。氏は王國維氏『流沙墜簡』に従い、「詔後行下之辭」とする。

- (42) 大庭脩『木簡』（學生社、1979年）155～157頁。
- (43) 竺沙雅章「居延漢簡中の社文書」（富谷至編『邊境出土木簡の研究』、朋友書店、2003年所収）334～346頁。榎山明『中國古代訴訟制度の研究』284～285頁。
- (44) 鷹取祐司『秦漢官文書の基礎的研究』85～98頁。
- (45) 鷹取祐司『秦漢官文書の基礎的研究』第一部第一章。
- (46) 飯田祥子「譯注稿」では、簡76・77・82・83の四點が取り上げられており、併せて参照されたい。
- (47) 圖版を確認すると、破損のため「傳」の字は輪郭しか残っていない。残畫からの補釋であることを示す四角符號をつけた。
- (48) 圖版を確認すると、破損のため「課梵」「君教」と釋讀される箇所はほぼ識別不可能な状態になっている。整理小組の釋文は文意に沿って補ったものと思われる。文意による補釋であることを示す記號として隅付き括弧をつけた。
- (49) 飯田祥子「譯注稿」120頁参照。
- (50) 木兩行簡で「記到」という文言が確認できる簡はいくつか挙げられるが（2010CWJ1③：199-5／『壹』三八二・2010CWJ1③：325-2-3／『選釋』五四・2010CWJ1③：264-299／『叁』一一四五・2010CWJ1③：265-57／『肆』一三一―）、『壹』三八二簡を除けばいずれも「記到…叩頭死罪死罪」とあるように、縣吏による報告書の引用文の一部であることが明白である。
- (51) 富谷至『文書行政の漢帝國：木簡・竹簡の時代』（名古屋大學出版會、2010年）第一編第二・三章。
- (52) 「建武六年七月己酉居延都尉督黨有案問移甲渠」（居延新簡 E.P.F22:402）。
- (53) 走馬樓吳簡にみえる督郵書掾・督軍都尉發信簡は枚舉に暇がないため、それぞれ代表的なものを一例ずつ挙げておく。「嘉禾元年十一月癸亥朔日長沙大守兼中部督郵書掾尤督察移」（竹簡壹・九六四一）、「嘉禾六年三月三日庚午部督軍行左義都尉規督察長□□□□臨湘侯相…□」（竹簡肆・三八四〇）。郎中によって發信された簡は、今のところ以下の一點のみ確認できる。「嘉禾二年 十月丁巳朔十八日丁卯右郎中□督察告」（竹簡肆・一二九四）。
- (54) 枚舉に暇がないため、以下二例のみ挙げておく。「四月十七日□關中部督郵…」（竹簡貳・四七一六）、「十一月八日關中部督郵」（竹簡伍・三六〇三）。
- (55) 長さは22.6センチで完形に近いが、文字の書かれている面はひどく摩耗しており、文字はほぼ判讀できない。元の釋文は「長沙大守中部…移」に作るが、圖版を確認すると「長」と「部」の二文字は破損しているが釋讀に問題がないため、残畫からの補釋であることを示す四角符號をつけた。また「移」以上には一文字の墨跡が確認でき、残畫から「寫」に作ると推測し、補釋した。
破損のため、發信者は「中部…」のみ残っているが、簡85～87と同じく督郵書掾もしくは案獄掾などの「部掾」と想定されよう。
- (56) 富谷至編『漢簡語彙考證』444～445頁。
- (57) 陳松長「長沙走馬樓西漢古井出土簡牘概述」（『考古』2021年第3期）参照。
- (58) 鵜飼昌男「漢簡にみられる書信様式簡の検討」（大庭脩編『漢簡研究の現状と展望』、關西大學出版社、1993年所収）、高村武幸『秦漢簡牘史料研究』本編第一・二章。
- (59) 高村武幸『秦漢簡牘史料研究』本編第三章。